

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第14号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 別表の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事務

第4条第2項中「別表第2の左欄に掲げる機関」を「市長又は教育委員会」に、「同表の中欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の右欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該機関」を「自ら」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第3項中「特定個人番号利用事務」を「第1項第3号に掲げる事務」に、「利用特定個人情報で」を「規則で定める特定個人情報で」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第5条第1項第1号中「別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関」を「市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「特定個人情報を」を「利用特定個人情報を」に改め、同項第2号中「番号法別表第2の第2欄」を「前条第1項第3号」に、「同表の第4欄に掲げる」を「規則で定める」に改める。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。